

地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業 Q&A集

No	質問内容	回答
1	一つの実施主体が複数の申請を行うことは可能か。	複数の申請は可能です。
2	採択決定後に事業名や実施主体の変更は可能か。	原則不可となります。
3	複数の企業や自治体などが連携して、実施主体となることは可能か。	複数の者を実施主体とされたい場合には、協議会等を組織いただいた上で申請の主体は1者としていただく必要があります。なお、協議会等での申請の際は、協議会に所属する企業および個人の関係会社等が委託先となる場合は、利益等排除に該当いたしますのでご注意ください。
4	実施主体の要件や、申請にあたり必要な資格などはあるか。	地方公共団体、独立行政法人、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者等幅広く申請していただけます。なお、造成する体験商品の特性に応じて、旅行業法等に照らし合わせた上で、必要な資格をご準備ください。必要資格に関しては実施主体に限らず、連携先で網羅されていれば問題ございません。
5	法人格を持たない任意団体のためインボイス登録を行う予定はないが、申請することはできるのか。	申請は可能です。
6	体験商品の造成・販売の対象者はインバウンド旅行者に限られるのか、それとも在日外国人や日本人も対象となるか。	インバウンド向けの体験商品造成と販売を実施していただきますが、在日外国人や、日本人が当該体験商品へ参加することを妨げるものではございません。
7	造成する体験商品は年間通じて販売しないといけないなど、販売の頻度は関係するか。 (特別な時期のみの体験でも構わないか)	可能な限り、インバウンドの参加機会をできるだけ増やせるよう基本的には長期間の実施を推奨いたしますが、特別な機会の活用など実施可能期間が限られることがありますので、特段制限はございません。他方、次年度以降も継続して実施できる体制構築をお願いいたします。
8	「高価格帯商品の造成」とあるが、高価格帯の具体的な金額の定義はあるか。	具体的な金額の定め等はございませんが、ランドオペレーター等、インバウンド市場に精通した専門家の助言を受け、コンテンツの価値や想定される商流を適切に勘案した価格を設定してください。
9	複数ツアー造成での申請の場合は、各ツアー造成の総額が補助対象となるか？	申請ベースになりますので、一つの申請において複数ツアー造成での申請の場合は、全てが当該補助金の対象です。 なお、審査の際に申請内容の一部のみが採択になる場合もございます。
10	翌年度以降の継続的な販売について、実績はどこまで確認されるのか。	事業終了後の翌年度以降に、事務局や観光庁から自走状況などを確認する場合がございます。 補足として、事業年度内においては、補助金の交付要件であるインバウンドへの販売実績を適宜報告していただけます。
11	事業実施箇所が2つ以上の都道府県にまたがってもよいのか。	申請は可能です。
12	事業終了後に経費精算を行った結果、例えば1200万円になり最低事業費を下回った場合、自己負担額の下限は100万円でしょうか？	原則、自己負担額は申請時に確定した事業費に基づくため、最低でも250万円となります。 なお、申請段階で、最低事業費を下回っている場合は、公募要件を満たさないこととなりますので、ご注意ください。
13	補助金が実際に支払われるのはいつか？	事業終了後、全ての提出書類が承認された後となります。
14	仮に事業が8月に終了したとしても、補助額を受け取れるのは令和8年3月中になるのか	補助事業が完了後、補助事業の成果を記載した実績報告書に交付要綱等に定める書類を提出いただき、事務局による報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認められた場合、補助金の額が確定致します。 報告書の提出、額の確定等が早期に終了した場合は早期の精算が可能です。 詳細は採択された事業者様にお伝えいたします。
15	販売実績が0件となり、実施ができなかった場合に補助金の支給はおこなわれるか。	販売実績が0件の場合は、その理由を説明していただけます。天災地変等のやむを得ない理由があると認められない場合には、補助金は支払いません。
16	体験商品の実施に必要な不可欠であり、事業期間内に現状復旧を前提に行われる工事（特別観覧席の増設及び解体等）に関しては、①体験商品造成に係る経費とすることは可能か。	「①体験商品造成に係る経費」とすることが可能です。他方で、体験商品等の造成に際して真に必要な不可欠で、事業期間終了後も継続して使用される造作物等に関しては、「②備品の購入・設備の導入に係る経費」として費用計上ください。
17	備品の購入・設備の導入に関して、金額の制限等はあるか。	体験商品等の造成に際して真に必要な不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものと判断された場合、対象経費に計上できます。ただし、「①体験商品の造成に係る経費」が事業費の50%以上となる必要があります。 また単価50万円（税抜き）以上の機械装置等の購入等、告示（平成22年国土交通省告示第505号）により定められたものについては、「処分制限財産」に該当し、補助対象設備投資と認められ、補助金の支払を受けた後であっても、一定期間処分（補助対象事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されますので、ご注意ください。

18	海外への展示会出展や海外旅行会社への営業のための渡航費や宿泊費は対象になるか。	造成した体験商品の販売経路の確保及び販売が目的であれば、ラグジュアリーコンテンツを対象にする海外商談会（一般的な旅行商品のみを対象にする商談会は不可）への出展、高付加価値旅行を取り扱う海外旅行会社への営業等に係る渡航費や宿泊費も含めて「プロモーションに係る経費」に該当します。 観光庁にて出展内容、滞在日数、渡航人数、座席クラス（エコノミークラスのみ可、プレミアムエコノミー以上は不可。）等を確認し、必要最低限の経費と認められない場合は、対象外経費となりますのでご注意ください。
19	公募要領の体験商品造成に係る経費に「効果測定に必要な調査」とあるが、具体的にどのような調査を行い、いくらかかるのか。	「効果測定に必要な調査」として、実際に訪問した訪日外国人旅行者の動向に関する以下の項目をアンケート調査していただきます。「国・地域別誘客数、国・地域別費用別旅行消費額、訪問地、滞在日数、満足度」のアンケート調査を実際に実施する場合の経費をご提示ください。
20	備品の購入に関しての注意点などあるか。	当該補助金で取得した財産等は実施主体に帰属することから、体験商品の造成等に係る物品の購入も対象経費となりますが、購入に際しては、体験商品等の造成に際して真に必要な不可欠で事業終了後の自立的な事業継続に必要なものに限ります。また、財産処分の際には補助金適化法の規定が適用され制限を受けます。財産管理台帳への記載も忘れずにご対応ください。
21	発注先について、特段の定めはあるか？（法人・個人並びに関係会社等）	発注先の定めはございませんが、原則全ての受発注において相見積りが必要となります（相見積りができない場合、相応の事由書の提出が必要です）。 また、法人・個人の別に関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条に定める関係者から財・役務等の調達を行う場合は、利益相当額を除いた額で発注・契約する必要があるとございませすので、予めご留意ください。
22	イベントやレセプション、フォーラム等の開催・運営に係る経費は補助対象外とあるが、インバウンド向けにイベント開催を検討している。この場合は、対象経費となるか。	本事業は、より高付加価値な体験商品造成を支援する補助メニューにつき、インバウンド向けであっても、造成される高付加価値な体験商品の参加者以外の者も参加するイベントやレセプション、フォーラム等本体の開催・運営に係る費用等は対象経費となりませす。他方で、開催イベントにおいて、参加者に対するより高付加価値な体験（例えば、オプションツアー、特別観覧席の設置、選手やアーティストなどとの交流機会等）を提供するために必要な費用は対象経費となり得ます。
23	モニターツアーの実施を検討しているが、回数に制限はあるか。	制限は特段ございませす、モニターツアーで得た意見を踏まえて体験商品をブラッシュアップし、事業期間内に販売及び実施していただく必要があります。十分な販売期間と催行期間を確保できるようにスケジュールを管理してください。 なお、モニターツアーの実施はあくまで体験商品の造成の一環であり、体験商品の販売実績には含まれないことに注意願います。
24	公募要領2-2(2)⑥体験商品実施に係る直接的な原価とは何か。	体験商品販売時にツアー料金・チケット代等に含まれる、体験商品の参加者が受益者として負担すべき経費については対象外となります。例えば、お土産代、宿代、施設入場料、食事費用等です。
25	OTA掲載の場合の、OTA成果課金手数料分を経費にすることはできますか？	手数料は補助の対象経費に含むことはできません。
26	審査の観点につきまして、6つの項目のうちどちらが重要視される、また比率が高いかなどはあるか？	6つの項目を総合的に判断し、審査させていただきます。
27	地方自治体が申請する場合、予算の計上は令和6年度予算で計上する必要があるか。	資金計画については公募要領には定めておりませす、申請に際しては、実現可能な事業計画、資金計画を立てて、ご申請いただきますようお願いしてあります。
28	採択後事業をすべて一つの事業者に再委託する予定だが問題ないか。	原則として事業の全体を他の事業者に再委託することは認められませす。ただし、プロポーザルの実施等の方式を用いて再委託される場合は、その限りではありませす、その場合は、申請主体としての役割を明確にいただき、委託先に任せきりにはせず、当該事業遂行に向けて責任を持って主体的に取り組んでください。
29	本事業における誘客数の設定は、当該事業の申請した期間中の総計でよいのか。	事業期間終了時（令和8年2月28日）の目標数値としてください。
30	来訪者へのアンケートの調査項目は申請者側で設定してよいのか。	必須回答をお願いする項目はございませす、それ以外は申請者側で設定いただくことができます。
31	本事業で屋外での体験商品の実施を予定しているが、天候等によっては催行できない場合があり得る。その場合にはどのような対応になるか。	屋外実施等天候に左右される体験商品の場合は、申請段階であらかじめ悪天候時の代替案の検討もお願いいたします。なお、天災地変や感染症拡大等の予期できない事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますので、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費は対象とします。

32	実施主体が民間事業者と連携して、本事業の申請を行う際、連携先を入札により決定することを想定している。その場合に、申請時の見積額や連携先自体が変わる可能性があるが、認められるか。	本事業は、申請者が提出する申請書類に基づく審査をおこない、採択された内容で実施いただく事業です。公募要領V.の「重要説明事項」に記載の通り、内容に変更が生じた場合には、「変更申請書」の提出により変更承認を受ける必要があります。変更内容が、申請時に各様式に記載した事業内容と大きな乖離がある等、内容によっては変更が認められず、失格（採択取消し）となる可能性もありますのでご注意ください。
33	同意書は委託先も必要か。	様式1-1にて連携先と定めた事業者の同意書は必須となります。
34	様式4事業概要のスライド枚数制限はあるか。また、補足資料を送ってもよいか。	様式4はA4横スライド1枚に収めていただきますようお願いいたします。補足資料の添付はできません。
35	二次公募は実施するか。	現時点で、二次公募の予定はございません。
36	他の「国や地方自治体が公募している事業」との重複申請は可能か。	重複しての申請自体は可能ですが、同じ経費項目に対して複数の事業から支援を受けることはできません。採択後はどちらか一方のみの事業で進めていただくこととなります。
37	国立公園や資源保護区・鳥獣保護区等を使用したいがどうすればよいか。	体験商品が自然体系に与える影響等について独自の判断は行わず、必ず該当エリアを所管する国立公園事務所等の指示を仰ぎ、法令の確認や合意形成をしてから申請するようにしてください。なお、自社・他社を問わず過去に類似のツアーを行った実績があったとしても、本申請にあたっては上述のとおり事前の相談・合意形成の上申請をしてください。